

岐阜県 中小企業情報

2010
8・9

vol.608

発行：2010年9月25日



「ぎふ産品フェア in 恵那峡SA」

目次

| | |
|--------------------|-------|
| 中央会の動き | 2 |
| 組合等の動き | 3 |
| 全国大会要望事項 | 4~8 |
| 東濃支所だより／青年中央会通信 | 9 |
| 8月の景況レポート | 10~11 |
| 支援事業活用組合の紹介 | 12 |
| 全国の先進組合事例 | 13 |
| 専門家's EYE | 14 |
| 事務局だより | 15 |
| 岐阜県中央会オーナーズプランのご案内 | 16 |

[発行所]

岐阜県中小企業団体中央会

岐阜市藪田南5丁目14番53号 岐阜県民ふれあい会館 8階
TEL 058-277-1100(代) FAX 058-273-3930
URL <http://www.chuokai-gifu.or.jp>

中央会の動き

～ 官公需問題懇談会を開催 ～

中央会は、7月21日に県民ふれあい会館で「官公需問題懇談会」を開催した。この懇談会は、組合や中小企業者の官公需受注機会の拡大を図るために実施しているもので、中部経済産業局が毎年閣議決定を受けて開催する「中小企業者に関する国等の契約の方針」の説明会に合わせて開催している。

懇談会には、組合や中小企業者をはじめ、発注機関である国・県・市等の担当者が参加した。

局主催の説明会では、中小企業庁官公需担当の庭山氏より、本年6月18日に閣議決定のあった国等の契約の方針の概要とポイントについて説明があった。

本年度の国等の契約の方針では、中小企業向け官公需契約目標を約3兆8,656億円（官公需予算に占める割合56.2%）となるよう努めるほか、中小企業者の自助努力への支援強化として、全国の官公需担当者等が、国の機関や独立行政

法人の官公需に関する仕事探しをしている中小企業者を支援する「官公需総合相談センター」を都道府県中央会に設置すること等が盛り込まれている。

引き続き行われた官公需問題懇談会では、本会における官公需対策への取り組み状況や、県内の5つ官公需適格組合の概要について説明したほか、官公需適格組合である美濃タイル商業（協）と（協）ケーエスジーが組合での官公需についての取り組みを紹介した。

「官公需総合相談センター」を設置しました

中央会は、8月23日より「官公需総合相談センター」を設置しました。面談、電話等により相談を受け付けます（相談料は無料）。ぜひご活用ください。

【お問い合わせ先】 広報チーム TEL 058-277-1100

～ 外国人技能実習生受入組合運営研修会を開催 ～

中央会は、9月7日に『外国人技能実習生受入組合運営研修会』を岐阜市のじゅうろくプラザ大会議室で開催した。

この研修会は、外国人研修生・技能実習生の受け入れ事業を実施している組合を対象に開催しているもので、今回は、本年7月1日の改正入管法施行後初めての開催であり、研修会には77名が参加。名古屋入国管理局より「技能実習生受入のための留意点について」、岐阜労働局監督課より「技能実習生の適正な労務管理について」、岐阜労働局職業安

定課より「職業紹介事業者としての留意点について」をテーマに説明があった。

名古屋入国管理局、岐阜労働局監督課からは関係法令や指針などを遵守し事業実施するよう説明があり、岐阜労働局職業安定課からは制度改正により職業紹介事業者となった組合に対し、職業紹介に関する注意事項や届出等の義務について説明があった。

～ 恵那峡サービスエリアで「ぎふ産品フェア」を開催 ～

中央会は、9月18日、19日に中央自動車道・恵那峡サービスエリア下り線（名古屋方面）で、「ぎふ産品フェアin恵那峡SA」を開催した。同フェアは、組合・組合員企業が取り扱う製品やサービスを県外の消費者に広くPRすることを目的としており、陶磁器、刃物、鶏ちゃんや米菓など、県内の14組合（13小間）が商品のPR、販売を行った。

両日とも天候に恵まれ、サービスエリアを訪れた多くの人々が各ブースで足を止めて商品を購入していたほか、出展者による商品の説明に興味深く聞いている様子も多く見られた。

また、サービスエリアを訪れた人に対し、今回出展した商品の認知度やイメージ、岐阜県のイメージに関するアン

ケート調査も実施した。

出展組合は以下のとおり。

下石陶磁器工業（協）、美濃タイル商業（協）、美濃焼伝統工芸品（協）、関連合刃物（協）、岐阜県花崗岩販売（協）、飛騨のさるぼぼ製造（協）、岐阜県米菓工業（協）、駄知小売商業（協）、飛騨美濃鶏ちゃん（協）、武芸川町特産品開発（企）、（協）日本ライン花木センター、岐阜長良川温泉旅館（協）、下呂温泉旅館（協）、平湯温泉旅館（協）

11月22日（月）、23日（火）には金山総合駅で「ぎふ産品フェア in 金山総合駅」を開催します。

岐阜県中小企業応援センターをご活用ください

中央会では、(財)県産業経済振興センター、岐阜商工会議所（岐阜商工会議所連合会）3者のコンソーシアムにより、岐阜県中小企業応援センターを開設しています。コーディネーターが中心となり、創業、地域資源活用、経営革新、事業承継など、組合・組合員企業の経営上のお悩みについて窓口で相談を受け付けるほか、専門家派遣を行っています。受付時間は、平日午前9時30分～午後4時までです。お気軽にご相談ください。（TEL:058-277-1101）

「組合等ブラッシュアップ専門家派遣事業」のご案内

中央会では、新商品・新技術開発や販路開拓・販売戦略策定における課題解決、その他組合等の諸課題の解決など、組合・組合員の事業における課題等について、本会が専門家を派遣し課題解決等を図る「組合等ブラッシュアップ専門家派遣事業」を実施しています。ぜひご活用ください。お問い合わせは、組織支援チーム（058-277-1101）まで。

組合等の動き

関金属工業協同組合(兼松誠吾理事長)

道の駅平成で
商品販売スタート

関金属工業(協)は、7月17日より、関市下之保にある「道の駅平成」で組合員企業の刃物製品の委託販売をスタートした。

この取り組みは、「関の刃物」のPR、組合員企業のPRや販売促進を目的に始まったもので、組合員企業の中から11社が参画し、道の駅の一角の販売スペースに設置された陳列棚に包丁、はさみや爪切りなど、各社が選定した商品が並べられている。

また、7月17、18日の両日は、屋外スペースで組合員企業の刃物製品のテント販売が行われたほか、1本500円での包丁研ぎサービスも行われた。道の駅周辺の住民らが包丁を持参し、組合員が包丁を研ぎながら、包丁の上手な使い方や研ぎ方等の説明をしていた。

兼松理事長は「道の駅平成は、年間の立ち寄り客も多い。関の刃物のPR、販売促進の良い機会として、長い目で取り組んでいきたい」と抱負を語った。



協同組合飛騨木工連合会(北村斉理事長)

「2010飛騨・高山
暮らしと家具の祭典」を開催

(協)飛騨木工連合会が主催する「2010飛騨・高山 暮らしと家具の祭典」が9月1日から5日まで、高山市の飛騨・世界生活文化センターで開催された。

会場では、組合員企業の新作家具の展示や、飛騨の家具の歴史展、そして同組合の創立60周年を記念する特別ブースなどが設けられ、多くの来場者が訪れた。また、会場では、「つなぐ」をテーマに県内の家具会社のデザイナーや製作担当者が作った作品を展示する「岐阜・木の国デザイン展」、飛騨地域のクラフトマンが作った木工や陶芸などの作品展「飛騨のクラフト展」も同時開催され、来場した家具関連業者をはじめ一般市民や観光客は作品に目を見張っていた。



岐阜県室内装飾事業協同組合(村山勝美理事長)

創立40周年
記念式典を開催

岐阜県室内装飾事業(協)は、9月16日に岐阜市の岐阜都ホテルで「創立40周年記念式典」を開催し、組合員や来賓など125名が出席した。

開会にあたり、村山理事長は「組合員の減少が続く厳しい時代であるが、今日を新たなスタートとして次の50周年に向けて努力していきたい」と挨拶した。上野洋之進実行委員長からはこの10年の経過報告があり、続いて組合活動に寄与した組合役員等42人に対し、岐阜県知事表彰、中央会長表彰等の表彰が行われた。また、式典に先立ち、税理士を講師に「人生の成功の秘訣」を演題に記念講演も行われた。



10月2日・3日
『食の祭典inぎふ郡上 食の王国郡上づくり2010』が
開催されます

郡上らしい郷土料理への新たな発見や創作料理の考案等、食の王国郡上づくりによる地域の活性化を目的とした「食の祭典inぎふ郡上 食の王国郡上づくり」が10月2日(土)・3日(日)の2日間、郡上市役所大和庁舎前の特設会場で開催されます。開催時間は、両日も10時～15時までです。

今年で2回目を迎えるこの祭典は、新たな取り組みとして東海北陸自動車道沿線市町村からご当地の自慢料理を1品ずつ出品してもらいその味を競い合う「東海北陸 ご当地自慢料理 国(食)盗り合戦」を行います。これは、会場で販売、食べた来場者がおいしいと感じた料理に1票を投じるものです。その他、ステージイベントや「軽トラ市」も開催されます。イベント内容など詳細は、食の祭典実行委員会(TEL0575-67-1808)までお問い合わせください。



全国大会要望事項(東海・北陸ブロック案)まとまる

全国中央会では、各都道府県から出された国等に対する要望事項をとりまとめ、11月18日に「なら100年会館」(奈良県)で開催する『第62回中小企業全国大会』の中で決議する予定です。

そこで、東海・北陸ブロック中央会の事務局代表者が集まり、中小企業対策に関する要望事項がとりまとめられましたので、ご報告します。

【総合・組織】

1. 景気対策

国は、地域経済の回復をけん引する中小企業の活性化を図るため、健全な経済運営に努めるとともに、地域経済の安定成長に向けて、適時・適切な景気対策を実施し、更に新成長戦略の早期実行をはじめ景気回復を最優先した経済運営を強力に推進すること。

2. 中小企業対策・中小企業連携組織対策

- (1) 平成23年度予算編成にあたっては、景気対策を第一義とし、現下の経済情勢の中で不足する需要を喚起するとともに、中小企業が創業・経営革新・新連携などに果敢に取り組み活性化するために、中小企業政策の更なる拡充と中小企業対策予算を大幅増額すること。
- (2) 事業協同組合をはじめとする中小企業連携組織は、生産性の向上、経営革新・資金調達の円滑化、創業、人材育成、環境問題への対応等に大きな役割を果たしていることから、中小企業連携組織対策を最も重要な柱とするとともに、その支援機関である中小企業団体中央会の支援体制の整備強化、組織化予算等の事業予算を大幅に拡充すること。
- (3) 産業活動のグローバル化の進展と相まって技術・雇用等の空洞化が危惧される場所であるが、確かな対策を構築するとともに、国内で生産された製商品や技術等が海外で展開されるよう国は貿易相手諸国とFTA(自由貿易協定)の締結を促進し、ものづくり中小企業の製品開発等の強化、生産性向上に向けた取り組みを積極的に展開すること。
- (4) 生産拠点の海外移転により、中小製造業は受注の減少が進み事業活動の縮小、技術・技能の低下・空洞化が進展しているので事業転換、新分野進出、新商品開発などの対策を講じるとともに、国内及び海外に対する販路開拓支援を強化すること。

3. 官公需対策

国及び地方公共団体は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(官公需法)並びに「国等の契約の方針」に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注の増大に努めること。

また、より一層の官公需施策の充実・強化を図るとともに、中小企業向け官公需施策の適切な運用を図り、次の対策を講ずること。

- (1) 地元中小企業者並びに官公需適格組合を優先活用し、発注額や発注件数を大幅に増やすこと。
- (2) 公共事業の発注に当たっては、分離・分割発注及び総合評価方式を促進するとともに、ダンピング受注を防止し、適正価格による契約を推進するため、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入を行い、厳格な運用を図ること。更に、受注業務完了後は、受注者の資金繰りに影響しないような可能な限り、迅速な決済事務を図ること。
- (3) 組合随意契約など法令により実施が可能な制度の活用を図り、事業協同組合等の受注機会の増大を図ること。
- (4) 国は、「官公需情報ポータルサイト」の改善を図ること。
- (5) 電子入札等の推進にあたっては、中小企業者の受注機会を損なうこととならないよう説明等の徹底を図ること。

- (6) 全国中小企業団体中央会を通じた官公需受注対策予算の確保に万全を期すこと。

4. 下請取引の監視強化と原材料価格の上昇等に対する取り組み強化

- (1) 公正取引委員会は、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法などの法律に沿って、下請取引の実態の調査・監視を強化するとともに、改正独占禁止法により適用範囲が拡大された課徴金制度を厳正に運用するなど、不当廉売、優越的地位の濫用の違反行為に実効性のある措置を講じること。
- (2) 原材料・原油等の価格が上昇に向け不安定に推移しているが、それらの動きは、調達コストと物流コストの変動等に伴い、安定的な経営に多様な影響を及ぼしている。したがって、原材料・原油等の安定的な供給のための施策と金融支援等の更なる拡充など総合的な支援対策を講じること。

5. 情報化支援の充実強化

情報技術の利活用が進む大企業と中小企業の格差拡大を防ぐため、中小企業のIT化のためのハード面(情報機器導入資金補助等)・ソフト面(情報担当者育成、システム開発支援等)の支援体制の基盤整備を拡充・強化するとともに、個人情報保護法への対応、情報セキュリティ対策に対する一層の支援拡充を図るため、次の対策を講ずること。

- (1) 中小企業における情報システム担当者の育成支援、中央会が実施する情報化相談等の支援事業を拡充するとともに、組合等が行う情報ネットワークシステム及び組合員向け業務用アプリケーションの企画・開発、構築したシステムの啓発・普及についての支援を拡充すること。
- (2) 個人情報保護への対応や情報セキュリティ対策の導入などに伴う人的・物的及び技術的な安全管理措置への対応に際しては、業種・業態に応じた講習会の実施など、組合等を中心とした中小企業への支援を拡充すること。
- (3) 行政が導入する電子入札システム等の標準化を図ること。

6. ものづくり支援対策

中小企業が行うものづくりの試作開発から販路開拓等に向けた取り組み、ものづくり等に必要の人材の確保・育成に向けた支援を一層強化すること。

- (1) 平成22年度予算において戦略的基盤技術高度化支援事業について拡充が図られたが、小規模零細な中小企業を取り組めることから平成21年度に実施した「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」を復活させること。
- (2) 地場産業や伝統的工芸品産業は、技術の伝承や後継者問題など業種・業界の存続にかかる課題を抱えているので、これら産業の存続発展を図るため、国の基本政策の一環として抜本的な対策を講ずること。また、これら産地の連携組織である協同組合等を有効に活用し、業界の活性化と産業振興を積極的に推進すること。
- (3) 需要が落ち込んでいる伝統産業に携わる職人は、生活が厳しく後継者不足に拍車をかけていることから、職人の生活が安定するような各種の支援措置(生活費の補助等)を講ずること。

7. 組合士制度

昭和49年度より実施している「中小企業組合士制度」は、組合事務局の資質向上を図るとともに中小企業組合の活力ある発展と企業の育成に寄与しており、現在のような厳しい経済環境の中で、中小企業者が生き延びてゆく上で、組合組織が果たす役割も多く、組合士の仕事も重要になってきている。

中小企業組合士の社会的地位と資質向上並びに組合士制度促進のため、積極的な振興策を講ずること。

8. 組合制度

中小企業組合が景気の変動に対応し継続して活性化するとともに、組合員の経済活動の促進を図るため、次の組合制度の改善を図ること。

- (1) 1 組合員の出資制限の緩和
- (2) 役員の見当方法の緩和
- (3) 事業協同組合等が行う直営事業の認可
- (4) 定款の絶対的記載事項以外の定款変更の届出制の導入
- (5) 中小企業組合における議決権及び選挙権についての出資割制の導入
- (6) 員外利用制限の緩和

9. 建設関連業種への支援

我が国における様々な自然災害等対策はまだまだ脆弱であり、今後、地域住民が不安のない生活を送れるよう、防災・減災対策等を中心とした社会資本整備予算の拡充と適正価格で受注できる入札制度の改革を行うこと。

10. 環境対策

- (1) 中小企業が取り組む、環境配慮型の経営、製品開発、新技術の導入及び新素材開発に対する助成制度や税制などの支援体制を拡充すること。
- (2) 環境マネジメントシステム (ISO14001やエコアクション21の取得等)の構築に対する助成・融資等の支援制度の拡充を図ること。
- (3) 省エネルギー化及び温室効果ガス削減に自主的に取り組むため次の措置を講ずること。
また、省エネルギー、再生可能なエネルギー設備の導入に対する補助制度の拡充、業種別の省エネガイドラインの作成、普及及び「省エネ診断」に対する専門家派遣等の支援措置を講ずること
- (4) 中小企業組合が共同で行う廃棄物処理については、スケールメリットを活かすことができるよう、総合的な体系整備を行うこと。

また、処理施設については、地域住民の同意が得られず施設の設置が進んでいない例が多く、公共機関等により組合が行う事業について強力な支援を行うこと。

- (5) 土壌汚染対策法に基づく助成支援策として、土壌汚染の修復費用のみならず、調査費用も助成対象とするなど支援策の拡充を図ること。
- (6) 中小企業者が国内クレジット制度を利活用する場合、税制、資金等について優遇措置を講ずること。
また、自主行動計画策定企業が円滑に事業を推進できるよう、スケールメリットを発揮する組合等連携組織の有効活用と十分な支援策を講ずること。
- (7) 国・県等の指導によりアスベストを使用した共同施設の解体やアスベストの除去等を円滑に行うため助成制度を創設すること。

11. エコポイント制度等の継続

消費を促進する効果があるエコカー補助金・エコカー減税制度、家電エコポイント制度、住宅版エコポイント制度については、その期限を延長すること。

12. 高圧電力料金制度の改定

電気事業法で定められている高圧電力料金における契約電力の各月料金は、電力会社が30分毎の使用電力(デマンド値)を測定し、その月の契約電力を過去1年間で最も大きい値にする方式によって行われている。しかし、この方式では、現下の大変厳しくまた不安定な経営環境の中、中小事業者において、需要電力が少ない月でも過去1年遡った最大需要電力量相当の料金を支払うことが多大な負担となっている。そこで、基本料金の算定期間の短縮又は一定期間内における最大需用電力の平均算定方式の見直しを図ること。

13. その他中小企業対策

(1) 活路開拓事業

中小企業が厳しい経済状況を乗り越え、勝ち残るためには、共同して事業に取り組むことが重要であるとともに、変動する経済状況に柔軟に対応するため、絶えず将来ビジョンの構築や組合員企業の経営力向上を図ることが肝要である。中小企業活路開拓事業は、組合等が取り組む中小企業振興のための事業であり、共同事業を更に強力に推進する牽引力となる事業であることから引き続き継続すること。

(2) 多様化するサービス業への支援

環境問題への関心の高まり、情報ネットワーク網の整備、少子高齢化社会の進行等により、介護・宅配・子育て支援等のコミュニティビジネスがクローズアップされており、新分野への起業を積極的に促すための総合的な支援策を充実強化すること。

(3) BCP対策

緊急時における中小企業の事業継続について、中小企業組合等を通してBCP策定の必要性を周知し、策定に対する助成策や実際の運用にあたっての制度融資の拡充を図ること。

(4) 中小企業倒産防止共済

- ① 中小企業倒産防止共済制度の運用に当たっては、迅速丁寧な対応を行うこと。
- ② 貸付けの際に掛金総額の1割を手数料として徴収する制度についてはそのあり方を含め十分検討すること。

【金 融】

1. 中小企業金融

- (1) 中小企業に対する金融の円滑化を図るため、中小企業金融円滑化法を活用しながら融資条件等の緩和を行うとともに実情に即した迅速な対応を行うこと。
- (2) 中小企業金融円滑化法により金融機関が中小企業の条件変更に対応する体制が整備されたが、改正された金融検査マニュアルが着実に実行されるよう監視と指導をより一層強化すること。
- (3) 政策金融で対象業種外とされている業種についても、業界の実態を把握して指定業種とするなど融資条件等を緩和し、既往貸付についても条件緩和を図ること。
- (4) 金融機関からの融資にあたっては、金融機関が中小企業者等の経営サポートを適時適切に行えるような体制整備及び運営を行うとともに、経済支援団体においてもコンサルタント機能を十分発揮できるよう専門家を配置させるなど同様の措置を講ずること。

2. 政策金融改革

中小企業向け金融施策への政策金融機関の役割は、依然として中小企業にとって重要であり、特に、商工中金については、中小企業組合及び中小企業者に特化した金融機関であることから、中小企業の実情に合った事業を展開するなど機能強化を図ること。

また、資金提供の円滑化を図るため、既往借入金の貸付期間の延長、金利の引き下げなど優遇措置を講ずること。

3. 信用補完制度

- (1) 信用補完制度については、企業の信用リスクに応じて信用保証のあり方を見直し、不動産担保・人的保証(第三者保証人)に過度に依存しない無担保融資・保証による融資制度の延長、拡充を図るとともに保証料率の更なる引き下げを図ること。また、保証審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化等を図り、中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (2) 信用補完制度における責任共有制度の導入により、金融機関の中小零細企業に対する貸し渋りの再燃など中小企業金融の円滑化に支障が生じることのないようその動向について注視し、金融機関に対し適切な対処を行うこと。また、小口零細企業保証制度による保証限度額を引き上げること。

4. 高度化融資制度

- (1) 高度化資金は、借入希望調査等から借り入れるまでに最低約2年の期間を要し、また借入申請書類等が多くその事務量が膨大であるため、高度化資金の利用促進にあたっては、審査期間の短縮と申請事務の簡素化を図ること。
- (2) 高度化資金の返済猶予措置(平成21年12月1日～平成23年3月末)において「他の金融機関の返済期限の延長措置」要件を撤廃すること。
- (3) 卸商業団地内の卸売業者並びに商店街組合内の小売業者等が倒産・廃業等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入れ替え等ができるようにするため、組合が買い取る場合の借入金に関わる支援措置を講ずること。
- (4) 「中小企業高度化事業」は事業仕分けにより縮減が示されたが、これらの事業は、中小企業の立地環境の整備や事業共同化に大きな役割を果たしており、中小企業のニーズは高いことから、予算措置を講じること。

5. 金融その他

- (1) 貿易取引における為替の安定化・固定化
投機による為替相場への影響が強いため、為替相場から金融取引を分離すべき。日本のものづくり企業は、輸出に依存する割合が高いため、円高が進めば国内産業が破滅し、国民の生活が成立しない。世界経済の安定化には貿易取引の固定相場制度が必要である。
- (2) ゆうちょ銀行の業務範囲の拡大の阻止
ゆうちょ銀行は、政府出資が強く残る官業であり、業務範囲は民業補完に徹するとともに、預入限度額引上げや貸出業務は行わないこと。また、信用組合など協同組織金融機関がその機能を十分発揮できるよう、支援を強化すること。
- (3) その他
信用組合が、地域中小企業の要請に積極的に応えられるよう、信用基盤の確立、経営体質の強化について全面的に支援するとともに、中小企業政策金融機関の代理業務並びに国庫歳入金の収納業務の取扱について、要件を緩和、拡大する措置を講ずること。

【税 制】

1. 消費税

消費税は、税金の無駄遣いの撲滅、景気回復が実現された後に、使途及び税収の動向を精査しつつ、具体的な論議を進めること。消費税の安易な引き上げは、内需不振が続く中で一層の消費減退を誘発するので行わないこと。

2. 法人税

- (1) 中小法人に対する法人税率について、18%からの更なる引下げを行うこと。
- (2) 中小法人軽減税率の適用所得800万円を引上げること。
- (3) 中小法人軽減税率を適用する中小法人の資本金を3億円

以下に引上げること。

3. 事業承継税制

- (1) 同族会社の留保金課税について、自己資本の蓄積を行って経営基盤の強化を図ることを阻害する留保金課税制度は廃止すること。
- (2) 中小企業の事業承継税制については、平成21年度改正により非上場株式等に係る相続税の軽減措置が、現行の10%減額から80%納税猶予に拡充し、対象が中小企業全般にまで拡大、さらに、贈与税の納税猶予も認められたが、今もなお、贈与税や相続税の過重な負担があるため、更なる税負担を軽減すること。

4. 軽油引取税

平成21年度の税制改正において、地方税法の改正が行われ、軽油引取税が道路特定財源から一般財源化されたことに伴い、課税免除措置が平成24年3月31日までとされたが、免税軽油を使用していた者にとっては免税分を価格に転嫁することは困難であり、経営を圧迫することとなるので免税措置を継続すること。

5. 中小企業投資促進税制

中小企業の生産性の向上を実現する、中小企業投資促進税制の更なる拡充と適用期限を延長すること。

6. 自動車関係税制

- (1) 自動車重量税・ガソリン税等に関する本則税率を大幅に上回る暫定税率を見直すこと。
- (2) 自動車取得税及び揮発油税は、消費税との二重課税であることから過重な税負担を廃止すること。

7. 特定共済組合が積み立てる異常危険準備金の損金算入の導入

異常危険準備金は租税特別措置法上、火災共済組合の「火災共済」のみ損金算入が可能であるので、他の共済についても認めること。

8. その他税制

- (1) 環境税の創設反対
地球温暖化防止は、政府、国民、産業界が一体となり取り組むべき課題であり、国は、企業による新たな技術開発や先進的な技術の内外への普及を支援することで、温暖化防止に貢献しつつ、経済の活性化を図るべきである。よって、環境税の創設は化石燃料の使用削減による二酸化炭素の排出抑制につながらないばかりか、新たなコスト負担により中小企業の経営を圧迫することとなるので、創設すべきではない。
- (2) 環境関連税制の優遇税制の拡大並びに中小企業の負担増となる過度な環境規制への特段の配慮
 - ① 省エネルギー化や温室効果ガス削減に資する設備・施設の導入を促進するための「エネルギー需給構造改革推進投資促進税制」をはじめとする環境関連税制措置の延長並びに更なる優遇措置を図ること。
 - ② 環境規制において、中小企業にあっては競争力の低下や、大幅な負担増を招くような過度な規制とならないよう十分に配慮すること。
- (3) 中小企業優遇税制の強化
各種の中小企業に対する優遇税制についてその内容の充実強化を希望する。
- (4) 雇用を支える労働分配率の高い中小企業を優遇
国内における雇用は、ものづくり中小企業が支えており、ものづくり中小企業は、付加価値に占める人件費比率が高い。そのため、国内で雇用を創出する中小企業に法人税等における優遇措置をすべきであり、バクチまがいで稼ぐ相場業界と課税基準を分けるべきである。

(5) 退職給与引当金等の復活について

退職給与引当金は、中小企業が労働者の退職時に支払う退職金を毎年コツコツと積み立て将来の負担に備えるためのものであり、大企業のように賃金体系を変えて対応できない。現在では、負債性の引当金である退職引当金を有税で積む方法しかなく、企業の経営からも大きな問題となっている。早急に退職給与引当金の税制上の措置を講じるべきである。

評価制の引当金より負債性の引当金を重要視すべきである。

(6) 中小企業関係税制の一層の拡充

役員給与の損金不算入制度を原則廃止すること。

(7) 高度化資金融資制度の返済に係る優遇措置

中小企業高度化資金の返済金や、高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。

(8) その他

- ① 退職給付引当金と賞与引当金の損金算入制度を復活させること。
- ② 中小企業の事業活動に係る公害防止設備等に係る固定資産税については軽減措置を講ずること。
- ③ 外形標準課税は、資本金1億円以下の中小企業に適用を拡大しないこと。
- ④ 自社利用目的のソフトウェア(無形固定資産)の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。
- ⑤ 環境税の安易な導入はさけること。また、廃棄物・リサイクル対策や環境汚染の防止などに係る環境関連税制措置の延長及び対象となる施設・設備の範囲、償却率、課税標準特例の拡充を図ること。
- ⑥ 交際費の損金算入限度額を引き上げること。
- ⑦ 国内旅行を喚起するために、国内旅行費の「リフレッシュ所得控除」を創設すること。
- ⑧ 起業・創業を促進する新たな税制を創設すること。
- ⑨ IFRS(国際財務報告基準)については既に大企業に導入されているところであるが、中小企業については、中小企業庁等が中心となり中小企業の実態に即した会計基準を策定すること。
- ⑩ 入湯税の用途を「観光振興」「源泉保護」「交流人口創出」に特定すること。
- ⑪ 固定資産税に係る建物評価制度の抜本的な見直しをすること。

【商 業】

1. まちづくり、中心市街地活性化

- (1) 中小商業の経営改善や魅力ある個店づくりのために地域商業の若手リーダーを育成する助成制度、個店の強化を図るためのコンサルティング活動等や中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業等支援策の拡大を図ること。
- (2) 高齢化社会に対応した、安全・安心な魅力ある中心市街地商業活性化のための支援を拡大すること。
- (3) 大型スーパーやチェーン店の長時間営業に対し、犯罪の未然防止、中小事業者の保護と地球環境を守る観点から、休日日数の減少や長時間営業などを行う企業に対して自粛指導・規制の強化を行うこと。
- (4) 商店街空き店舗対策を拡充し、共同店舗に対しても空きスペースの入居費(賃貸料)や改装費等の助成制度を創設すること。
- (5) 中心市街地に立地するマンションやオフィスビルについては低層部分に商業機能を配置することを建設条件とするなどにより、都市機能を中心市街地に集約させること。
- (6) 国は外部から出店の大型店やチェーン店等が、地域の商業団体や商店会等へ加入し、まちづくりや地域交流など商業活動や社会貢献への積極的な協力を求める指針等を策定すること。

2. 不当廉売の防止及び下請取引の適正化等公正な取引の推進

公正取引委員会は、独占禁止法を厳正に適用し、中小企業に不利益を与える大規模小売業やインターネット取引における不当廉売、納入業者に対する不当返品、押し付け販売、協賛金要請等の優越的地位を濫用した不公正な取引方法に対し迅速かつ実効性のある対処を行うこと。

3. 中小物流業対策支援

- (1) 近年の物流構造の変化、多頻度・小口配送をはじめとした流通業務内容の高度化等の進展を背景として、中小企業者が連携・共同して行う流通業務の効率化支援策を積極的に講ずること。
- (2) 国道等の慢性的な交通渋滞を解消するため、早急に高速道路等の整備を行い、物流の効率化を図ること。

4. 高速道路料金割引制度等の維持

- (1) 中小企業の負担軽減となるような高速道路の利用料金を設定すること。
- (2) 「大口・多頻度割引制度」及び「マイレージ割引制度」などを維持存続すること。
- (3) 高速道路無料化は、渋滞の増加、職業ドライバーの過重労働などの課題があるため、受益者負担の原則を考慮し安易な導入はさけること。
- (4) 東日本・中日本・西日本高速道路株式会社以外の道路管理者が指定する道路についてもETCを活用した各種割引制度が実施できるようにすること。

5. その他商業

(1) サービス業育成

- ① 少子高齢化社会、循環型社会への対応等、社会環境の変化に伴い、新分野サービスへの進出・起業が予想され、この様な社会ニーズに適応したサービス業を積極的に育成するための支援策の充実強化を図ること。
- ② サービス業においては、独自にサービス・経営ノウハウを開発してもその保護・継承が困難であるので、独自に開発したサービスの新規性・優位性・革新性等の特徴はもとより、各種マニュアルや経営ノウハウ全般を知的財産として保護できる制度・システムを研究・創設すること。

(2) 原油等原材料高への支援策

原油価格が不安定に推移する中、中小企業にとっては調達コスト、物流コストの変動により、経営の安定化に影響を与えている。原油、原材料等の安定供給のための施策及び金融面における支援制度の更なる拡充をはじめ、総合的な支援策を講ずること。

(3) 小売業の定義の見直し

中小小売業が大型店の進出等に対抗するため、多店舗展開等規模の拡大を図るには自己資本の充実、人材の確保が必要であり、このため現行の小売業における中小企業の定義の見直しを図ること。

(4) 観光対策

- ① 我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することを目的とする観光立国推進基本法等による観光施策の充実を図るため、法律の運用については中小企業者に配慮した柔軟な支援策を講じられたい。

また、温泉旅館業においては、大手資本の買収経営によって地域の本来の伝統文化を守る旅館が圧迫され、衰退の危機にある。また、温泉は限られた天然資源であり、地域の共有財産である。現行の温泉法では、新たな掘削に際しては申請をし、許可を得ようとするが、これを拒む理由がなければ、許可をせざるを得ないのが現状である。

そのため、誰でも温泉掘削が可能となり、係る状況では源泉が枯渇する恐れがあるため、早急な対応策を図ること。

- ② いわゆる装置産業と言われる温泉旅館業においては、

設備投資に多大な経費がかかり、厳しい経営を強いられており、誘客促進のみならず産業振興という観点から経営支援に対する積極的な支援施策を講じること。

【労働】

1. 雇用・労働施策の拡充

(1) 各種助成金の拡充等

- ① 労働施策関連の各種助成金制度の周知を積極的に行うとともに、中小企業の実態に即した助成金制度を拡充し、同時に申請手続きの簡素化を早急に実施すること。
また、利用者の便宜を図るため、各省庁の助成金等全てに対応できる集中窓口等の開設を検討すること。
- ② 中小企業の雇用の安定を図る上で重要なセーフティネットである「中小企業緊急雇用安定助成金」について、支給限度日数の引き上げなど改善を図ること。
- ③ 中小企業定年引上げ等奨励金制度は、中小企業の高齢者雇用対策として効果が期待されるが、対象高年齢者数に比例しておらず、1事業所に対し一定の金額となっているので、奨励金制度の充実を図ること。

(2) 若年者・高齢者等の雇用対策

- ① 中小企業の技術・技能承継のための人材育成、事業承継を強力に支援するとともに、人材育成機関としての中小企業組合に対する支援・助成策を講ずること。
- ② 現下の厳しい雇用情勢の中、新規学卒者、未就業者、若年失業者やフリーター、ニートの職業能力の向上と雇用を促進するため、「新卒者就職応援プロジェクト」や「若年者等正規雇用化特別奨励金」などの施策や制度を拡充するとともに、中小企業における若年者の採用・確保への支援を強化すること。
- ③ 障がい者雇用に取り組んでいる中小企業に対し、長期の補助金等の支援策を創設すること。
また、障がい者雇用を促進するには、事業協同組合等を活用することが効果的であるので、事業協同組合等の活用について広く周知すること。

2. 最低賃金制度

最低賃金の引上げには、生産性の向上や取引環境の改善による中小企業の底上げが先決であり、中小企業の経営実態を無視した引上げは行わないこと。また、今後の最低賃金制度のあり方については、公労使の審議会の議論を尊重するとともに特定(産業別)最低賃金は速やかに廃止すること。

3. 社会保障制度

- (1) 社会保障制度については、そのあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除くため、将来的安定した制度の確立に取り組むこと。
また、毎年引き上げられる社会保険料は、使用者・労働者双方にとって負担増となっており、社会保険料の安易な引上げによって、中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないように十分配慮するとともに、中小企業の経営実態に即した社会保険制度の改革と負担率の見直しを早急に進めること。
- (2) 中小企業にとって、パートタイム労働者に対するニーズは年々増加しているが、所得税・住民税の非課税限度額が抑えられているため、繁忙期での就業を継続できなくなるケースがあるので、所得税・住民税の非課税限度額及び社会保険の適用年収基準を大幅に引き上げること。
- (3) 技能実習生に対して社会保険(厚生年金保険、健康保険)、労働保険(雇用保険、労災保険)が適用されているが、特に老齢年金を主とする厚生年金保険の保険料は、企業にとって掛け捨てとなっており、実習生にとっても負担が大きいので、技能実習生は厚生年金保険の適用除外とすること。

4. 労働者派遣法の見直し

労働者派遣法の改正案の継続審議にあたっては、製造業における労働者派遣の原則禁止は、中小企業への影響が極めて大きいことから、規制強化を行わないなど中小企業に十分配慮すること。

5. 教育・人材育成

- (1) 「中小企業大学校」は事業仕分けにより縮減が示されたが、これらの事業は、中小企業の人材育成に大きな役割を果たしており、中小企業のニーズは高いことから、予算措置を講じること。
- (2) 中小企業にとって優秀な人材確保が難しい中、経営革新等を行うには従業員の職業能力を向上する必要があるため、職業訓練制度の拡充・強化を図るとともに、製造現場をはじめとする中小企業の技術・技能継承のための取り組みを強力に支援すること。

6. 労働その他

(1) 時間外に対する割増賃金

過重労働防止等から時間外労働に対する割増賃金が50%増しという労働基準法の改正がなされ、中小企業においては現在猶予措置となっているが、中小企業の多くは、下請企業であり、今後更に短納期で発注される仕事が増加する事が予想される。将来この法律が中小企業にまで施行された時は、大きく製造原価に影響し、経営にも大きな影を落とす心配がある。

労働者を守ると同時に企業の存続を図らねば、労働者の雇用は守れない。もっと、現場を理解して法改正をすべきである

(2) 地域の実情に基づくハローワーク体制の整備

ハローワークは職業紹介など住民に近いサービスを提供しているが、地域の雇用情勢の実態に即した、より効果的な施策の展開ができるよう、ハローワークの地方移管を含め労働行政の効率的な推進のため早期に見直しを図ること。

(3) 地域の実情に基づくハローワーク体制の整備

ハローワークは職業紹介など住民に近いサービスを提供しているが、地域の雇用情勢の実態に即した、より効果的な施策の展開ができるよう、ハローワークの地方移管を含め労働行政の効率的な推進のため早期に見直しを図ること。

(4) 外国人技能実習制度の改善

今年度新たに施行された外国人技能実習制度の趣旨が円滑に実施できるよう手続きの簡素化等、関係機関とも十分に連携をとりながら中小企業に配慮した制度運用を行うこと。

【その他】

1. 中小企業憲章に関する要望

- (1) 閣議決定された中小企業憲章の制定項目に沿った実行を早期に実行し、実現すること。
- (2) 中小企業憲章の内容が難しいため、中小企業者に理解しやすいパンフレット等を整備して普及に努めること。

『第62回中小企業団体全国大会』 (奈良県)にご参加ください

全国中央会と奈良県中央会の主催で「第62回中小企業全国大会」が、11月18日(木)、午前10時から12時30分まで、奈良市の「なら100年会館」で開催されます。

当日は、アトラクション、物産展示即売等も開催されます。大会の概要及び参加申込み等については、本会ホームページからご覧いただけます。

皆様方の多数のご参加をお待ちしております。

【申込締切】10月1日(金)

【お問い合わせ先】広報チーム・058-277-1100

東濃支所だより



「蛭川みかげ石」を活用した新製品開発と販路開拓への取り組み

中津川市の蛭川地域は、花崗岩である「蛭川みかげ石」の産地として知られており、岐阜県の地域資源に認定されています。

岐阜県花崗岩販売協同組合では、これまで「石彫のつどい」といったイベント等の開催を通じて、「蛭川みかげ石」のPRを行ってきましたが、近年は石材需要の低下と中国からの低価格加工製品の輸入により需要量が減少するなど、厳しい状況にあります。

こうした中、組合では、平成20年に「蛭川みかげ石」を活用した新製品開発に取り組みました。水に入れると天然花崗岩の持つミネラルが短時間で溶け手軽にミネラルウォーターを作る「オン・ざ・ロック」、ラジウムを含む蛭川みかげ石と東濃ひのき、PTCヒーターの3つを組み合わせた足岩盤浴「ぼーとひと息」等の新製品を開発しました。現在、これらの製品の販売先の多くは、県内の一部地域に限定されており、今後の販路開拓、需要拡大が大きな課題となっています。

そこで、組合では今年度、全国中小企業団体中央会補助事業である「中小企業組合等活路開拓事業（展示会等出展事業）」を活用し、11月17日（水）から19日（金）まで東京ビッグサイトで開催される『ジャパンホームショー2010』において、「オン・ざ・ロック」や「ぼーとひと息」等の石材製品を出展することとしています。

組合では、この出展を機に、「蛭川みかげ石」を活用した製品の販路開拓、需要拡大に大きな期待を寄せています。



青年中央会通信

青年部長「ガヤガヤ会議」を開催

岐阜県中小企業青年中央会は、8月27日に青年部長「ガヤガヤ会議」をホテルグランヴェール岐山で開催した。13組合の青年部から17名の出席があり、各青年部の活動や課題などを中心に様々な話題について議論した。

会議は3グループに分かれ、青年中央会の副会長がコーディネーター役を務める形式で実施し、各青年部からは、業界の状況のほか、県中央会の支援事業を活用して青年部の課題等の解決に取り組んだ事例や、青年コラボ事業の実施による成果についても報告があった。

青年部の課題としては、青年部員の減少を挙げる青年部が多かったが、こうした中でも勉強会の開催、献血への協力や高齢者への奉仕活動といった社会貢献への取り組みのほか、青年部員の交流促進と情報交換のための交流会の開催、さらに青年中央会の行事を通じて出会った他の青年部員との間で、新たな仕事が生まれたといった明るい話題もあり、活発な意見交換が行われた。



岐阜県中小企業青年中央会 会員募集中！

青年中央会についての詳細や加入等については、中央会・国際チーム（058-277-1102）までご連絡ください。

景況レポート

平成22年
8月末
調査
(前年同月比)

中小企業団体情報
連絡員70名(うち
70名分の集計)の
情報連絡票から

〔Ⅰ〕8月の特色

◆景況感DI値7ポイント悪化
～再びマイナス40台へ～

〔Ⅱ〕8月の概況

当月の景気動向を前年同月比の景況感DI値で見ると、好転14、悪化55でDI値はマイナス41となり、前月のマイナス34に対し、7ポイントの悪化となった。3カ月ぶりに景況感DI値は悪化に転じ、再びマイナス40台となった。

景況感が好転した業種は10業種となり、プラスチック、石灰、鋳物、県金属工業団地、輸送用機器、機械・工具販売、家電機器販売、生花販売、自動車車体整備、産直住宅(東白川地区)となっている。景況感が悪化した業種は、前月から7つ増え39業種となった。

主要な調査項目を見ていくと、売上高DI値はマイナス34で前月比3ポイントの悪化、販売価格DI値はマイナス28で前月比1ポイントの改善、収益状況DI値はマイナス48で前月比1ポイントの悪化、資金繰りDI値はマイナス29で前月比5ポイントの改善となった。

コメントからは、猛暑の影響によって、飲料、エアコンなどの商品の売行きが好調であったとする報告が一部の業種より寄せられているが、全体的には猛暑日が多かったために、「商況が低迷」、「客足は非常に悪かった」、「衣料品(秋物)の商品が販売不振」など、厳しい暑さがマイナスに影響したとの報告も上がっている。

また、急激な円高の影響によって、「輸出環境は大変厳しくなっている」、「輸出関連製造業は厳しいコストダウンを強いられている」との報告も寄せられている。

その他、先行きについては、エコカー補助金終了による新車販売の落ち込み、急激な円高のマイナス影響を懸念する声も、製造業を中心に寄せられている。

<主な調査項目での動向>

売上高の動向は、前年同月比で増加20、減少54でDI値はマイナス34となり、前月のマイナス31に対し、3ポイントの悪化となった。

売上減少した回答の中には、円高の影響による輸出環境悪化、猛

暑の影響による販売不振などの報告があった。

売上が増加した業種は、菓子、メンズアパレル、製材・素材生産、プラスチック、石灰、県金属工業団地、可児工業団地、輸送用機器、機械・工具販売、家電機器販売、生花販売、自動車車体整備、電気工事、産直住宅(東白川地区)となっている。

売上が減少した業種は、38業種あり、特に窯業・土石、鉄鋼・金属、卸売業、商店街、サービス業、運輸業に減少が多い。

販売価格の動向は、前年同月比で上昇2、低下30でDI値はマイナス28となり、前月のマイナス29に対し、1ポイントの改善となった。しかし、依然、「今まで以上に低価格化の動き」などの報告が寄せられている。

販売価格が上昇した業種は、石油製品販売、生花販売となっており、販売価格が低下した業種は21業種あり、特に商店街に低下が多い。

収益状況の動向は、前年同月比で好転10、悪化58でDI値はマイナス48となり、前月のマイナス47に対し、1ポイントの悪化となった。

収益悪化した回答の中には、「低価格化が進み収益悪化」、「契約金額の低下に伴う利益薄の状態」など、収益確保が難しいと訴える報告が寄せられている。

収益状況が好転した7業種は、製材・素材生産、プラスチック、石灰、県金属工業団地、輸送用機器、生花販売、産直住宅(東白川地区)である。

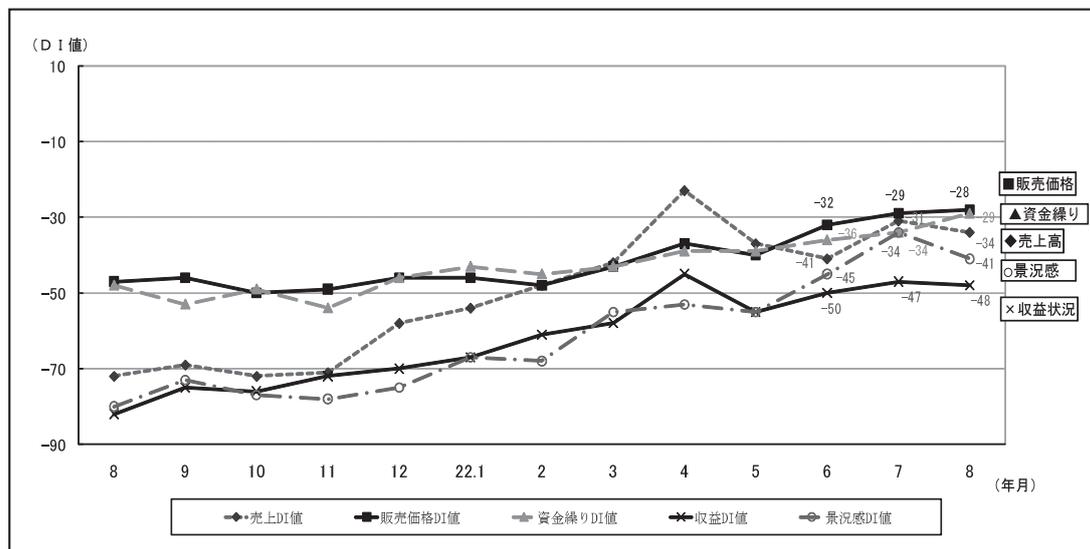
収益状況が悪化した業種は41業種あり、特に食料品、窯業・土石、鉄鋼・金属、一般機械、卸売業、小売業、商店街、サービス業、建設業、運輸業に悪化が多い。

資金繰りの動向は、前年同月比で好転2、悪化31でDI値はマイナス29となり、前月のマイナス34に対し、5ポイントの改善となった。

資金繰りが好転した業種は、2業種となっており、輸送用機器、産直住宅(東白川地区)である。

資金繰りが悪化した業種は22業種あり、特に窯業・土石、商店街、運輸業に悪化が多い。

売上高、販売価格、収益動向、資金繰り、景況動向 DI 値の推移(前年同月比)



県内中小企業主要業種の景気動向

(8月末調査)

| 製造業 | | | | | | | 非製造業 | | | | | | | | |
|-------------|---------------|------|------|------|------|------|------|-------------|----------|----------|------|------|------|------|-----|
| 区分 | 業種 | 調査項目 | | | | | 景況感 | 区分 | 業種 | 調査項目 | | | | | 景況感 |
| | | 売上高 | 販売価格 | 収益状況 | 資金繰り | 雇用人員 | | | | 売上高 | 販売価格 | 収益状況 | 資金繰り | 雇用人員 | |
| 食料品 | 牛乳・乳製品 | △ | ▲ | ▲ | △ | △ | ▲ | 卸売業 | 電設資材卸 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| | 食肉(国産) | ▲ | ▲ | ▲ | △ | △ | ▲ | | 陶磁器産地卸 | ▲ | △ | ▲ | △ | △ | ▲ |
| | 菓子 | ○ | △ | △ | △ | ▲ | △ | | 機械・工具販売 | ○ | △ | △ | △ | △ | ○ |
| | 米製 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | 青果販売 | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 繊維・同製品 | 糸 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 小売業 | 水産物商業 | ▲ | △ | ▲ | ▲ | △ | ▲ |
| | ニット工業物 | ▲ | △ | ▲ | △ | △ | ▲ | | 家電機器販売 | ○ | △ | △ | △ | △ | ○ |
| | 毛織物 | △ | △ | △ | △ | ▲ | △ | | メガネ販売 | ▲ | △ | ▲ | △ | △ | △ |
| | 合成繊維織物 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | 中古自動車販売 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| | メンズアパレル | ○ | △ | △ | △ | △ | ▲ | | 石油製品販売 | △ | ○ | ▲ | △ | △ | ▲ |
| | 婦人・子供服縫製(既製服) | ▲ | ▲ | ▲ | △ | △ | ▲ | | 共同店舗(飛騨) | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| 木材・木製品 | 製材 | ▲ | △ | △ | △ | △ | △ | 商店街 | 岐阜市商店街 | △ | ▲ | △ | △ | △ | △ |
| | 銘木 | ▲ | △ | △ | △ | △ | △ | | 大垣市商店街 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | △ | ▲ |
| | 製材・素材生産 | ○ | △ | ○ | △ | △ | △ | | 高山市商店街 | ▲ | △ | ▲ | ▲ | △ | ▲ |
| 紙紙加工品 | 濃ひのき | △ | △ | △ | △ | ○ | ▲ | サービス業 | 自動車車体整備 | ○ | △ | △ | △ | △ | ○ |
| | 機械すき和紙 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | 長良川畔旅館 | ▲ | ▲ | ▲ | △ | △ | △ |
| 印刷 | 特殊紙加工品 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | 下呂温泉旅館 | ▲ | △ | ▲ | △ | △ | ▲ |
| | 印刷 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | 高山旅館 | ▲ | △ | ▲ | ▲ | △ | ▲ |
| 化学ゴム | プラスチック | ○ | ▲ | ○ | △ | ○ | ○ | | クリーニング | ▲ | △ | ▲ | △ | △ | ▲ |
| | 窯業・土石 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | 広告美術 | ▲ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 窯業・土石 | 生コンクリート | ▲ | △ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | 飲食業 | ▲ | △ | ▲ | △ | △ | △ |
| | 砂利生産 | ▲ | △ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | ビルメンテナンス | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| | 砕石生産 | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | | 理容・美容業 | ▲ | △ | △ | △ | △ | △ |
| | 鉄鋼・金属 | △ | ▲ | ▲ | △ | ○ | ○ | | 建設業 | 土木(岐阜地区) | ▲ | △ | ▲ | ▲ | ▲ |
| | 刃物等金属製品(輸出) | ▲ | ▲ | ▲ | △ | △ | ▲ | 土木(飛騨地区) | | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| 刃物等金属製品(内需) | ▲ | △ | △ | △ | △ | ▲ | 建築設計 | ▲ | | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | |
| メッキ | ▲ | △ | ▲ | △ | ▲ | ▲ | 鉄構造物 | ▲ | | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | |
| 一般機械 | 輸送用機器 | ○ | △ | ○ | △ | ○ | ▲ | 電気工事 | | ○ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 輸送用機器 | 輸送用機器 | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | 運輸業 | 管設備工事 | ▲ | △ | ▲ | △ | ▲ | ▲ |
| | 輸送用機器 | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 建築板金 | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 輸送用機器 | 輸送用機器 | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | 木製建具 | △ | △ | ▲ | △ | △ | ▲ | |
| | 輸送用機器 | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | 産直住宅(東白川地区) | ○ | ▲ | ○ | ○ | △ | ○ | |
| 輸送用機器 | 輸送用機器 | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | 運輸業 | 貨物運送(県域) | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| | 輸送用機器 | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 軽運送 | ▲ | △ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |

凡例 ○: [増加]、[上昇]、[好転]
 △: [不変]
 ▲: [減少]、[下降]、[悪化]

※中小企業団体情報連絡員70名(うち70名分の集計)を対象にまとめたものです。

支援事業等活用組合の紹介

岐阜県中央会では、組合等が抱える諸課題、人材育成等の課題解決に向けて支援を行う「組合等支援事業」を実施しています。また、全国中央会の「中小企業組合等活路開拓事業」などの補助事業についても支援を行っております。

ここでは、支援事業等を活用した組合をご紹介します。

飛騨のさるぼぼ製造協同組合（中澤澄夫理事長）

【活用した事業名】平成22年度組合等支援事業（組合等活動支援事業）

【テーマ】「全国の観光の動きとみやげ産業の動向～不況に勝つノウハウとは～」

当組合は「飛騨のさるぼぼ」の地域団体商標や立体商標を取得し、さるぼぼに関する意匠・商標・著作権を管理し、その品質の維持管理を図るとともに普及PR活動、また組合員の資質向上のための研修会等を毎年開催している。

そこで、今回は全国観光地の土産品の成功事例・失敗事例をもとに、日本人観光客のみならず、昨今、増加傾向にある外国人観光客に好まれる土産品のあり方や今後の方向性について研修会を開催した。

中澤理事長は、「昨年に引き続き助成事業を活用して研修会を実施できたことは大変有意義であった。講師は、業界に精通しており、かつ、自分の目で見た全国各地の成功事例・失敗事例を数多く知っているため生きた情報を学ぶ事ができ、組合員にとって非常に参考になる研修会になった。是非このような研修会を今後も継続していきたい」と話していた。



岐阜県眼鏡商業協同組合レディースクラブ（成瀬瑞恵会長）

【活用した事業名】平成22年度組合等活動支援事業（組合等女性部活動支援事業）

【テーマ】「似合うメガネ選び講座」～メガネで貴方を引き立てるカラーコーディネート～（メガネ屋さんの店頭販売におけるスキルアップセミナー）

女性の感性を活かした販売促進を展開するため、講師にオプト・コーディネーターを招聘し、顧客に最適なメガネフォルムの提案や店頭販売におけるスキルアップのセミナーを開催した。

セミナーでは、カラーレンズを上手に活用して女性の顔のクマ、シミやアザ等の気になる部分のカバー、肌のくすみを解消し肌の色をより美しく見せるなど、女性を美しく引き立たせるカラーレンズの提案を行うために必要となる色彩や配色等の基礎知識の習得を目的に研修した。

当レディースクラブの成瀬会長は、「店頭販売における女性ならではのプレゼンやカラーレンズの最適な提案、顧客へのアドバイスの表現方法等、実践的な販売ノウハウが習得でき、店頭販売力UPに繋がるセミナーであったとして、今後も研修を重ね、スキルアップを図っていきたい」と意欲を語った。



全国の先進組合事例を紹介!!

いなば和紙協業組合

携帯部品の技術を応用し、和紙で採光ブラインド開発

【背景と目的】

因州和紙は1300年の歴史があり、主に書道用紙として人気が高いが、学校での書道時間の減少や安価な輸入品に押されるなどして消費量が激減した。生産額はピークの1989年に25億円を記録したが、2008年にはピーク時の約半分の13億5000万円にまで落ち込んでいる。

そのため最近では、和紙そのものの素材を活かして有害・悪臭を分解・除去する折り紙キット等の開発など、新たな分野への拡大策を研究するなど、和紙需要の拡大と新製品開発に傾注していた。

【事業・活動の内容】

携帯電話部品加工メーカーより、携帯電話の直線的に光を発するLEDの光を拡散できる光拡散フィルムの技術を使用した「採光性にポイントを置いたブラインド等の新商品開発」にあたり、「和紙を使用して住空間に調和した商品開発」への協力依頼があった。当組合では、従来の機能性を持たない薄和紙をサンプルとして試作品を作成し、採光性の効果が想定以上得られた。これにより、携帯電話部品加工メーカーと伝統産業がコラボレーションし、従来の遮光性の概念を覆し、窓の外の光を部屋の奥まで届かせることができ、室内照明の消費電力を9割程度削減できる「採光ブラインド」が開発された。

【成果】

共同研究によって開発された採光性にポイントを置いたブラインドは皆無で競合が無いことから、組合では原料100%の薄さと透明性を維持しながら、実際の使用には抗菌・防臭、耐候性、防炎性を併せ持つ機能性と紙の研究開発を進め、公共施設や病院の待合室などへ販売できるよう展開する。更に、ブラインド以外への商品展開への応用研究を行い、ロールスクリーンやパーティションなどへ展開していくことで更なる事業拡大が期待され、伝統産業が新たな地場産業と地域活性化を創造していくと期待している。

| | | | |
|------|---|-----|--------------|
| ポイント | 和紙組合の薄く透過性のある和紙開発と携帯電話部品加工メーカーの多層張り技術をマッチングさせ室内電力を9割カットできる「採光ブラインド」を開発し地域活性化に期待 | | |
| 住所 | 鳥取県鳥取市青谷町大字河原350番1 | | |
| URL | — | | |
| 電話 | 0587-86-0211 | FAX | 0587-86-0225 |
| 組合員 | 4人 | 設立 | 昭和47年10月 |

富士吉田織物協同組合

地元産地ブランド創設で製造直販の道を拓く

【背景と目的】

日本の織物産業を支える産地であった当地は、産地としての知名度が低く、組合の構成事業所の多くがOEM(他社ブランド製品)の生産を行っている。OEMは生産者にとって利益幅が少なく、繊維産業の生産拠点の海外移転に伴い、組合員の受注額は減少し、産地としての存立が困難視されるまでになった。厳しい現状の打開策として、製造業者である組合員が市場に直接参画する機会を創出するために、組合員事業所で製造した製品を統一ブランド「ふじやま織」として承認し、ブランド名を全面に出すことで、製造直販の道を拓き、市場における産地間の競争力を強化することを目的として、ブランド開発事業を立ち上げた。

【事業・活動の内容】

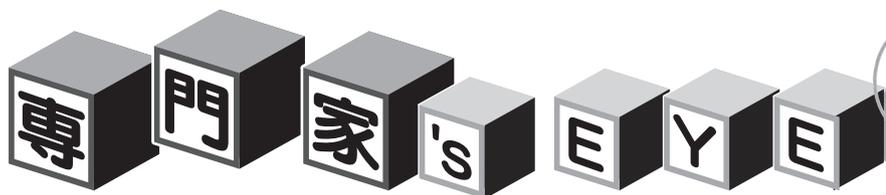
地元産品としてこれまで複数使用されてきた名称の統一を図り、組合員が製造した製品に、創設した統一ブランド名「ふじやま織」を用いることで産品としての位置付けを明確にした。これに併せて組合員が連携してこれまで守り続けてきた、日本の伝統織物とモダンデザインを融合した新しいデザインや製品素材の開発に着手し、「ふじやま織ブランド」として市場に展開している。開発事業の初期段階はブランドの命名、ブランドのロゴや販促ツール(PR用の紙媒体)の制作を行い、併せてブランド名をイメージした製品開発を試みた。現在は製品開発と商品の展示会等でのテス

トマーケティングに力を入れている。

【成果】

「ふじやま織」のブランド強化に向けて、組合が中心となり素材からデザイン、用途を含めた製品開発を進め、その過程で組合員の知識と技術力が向上し、開発された製品は展示会等で高い評価を受け、ブランドの知名度アップに大いに貢献している。創設したブランドが製品開発と市場開拓において好循環をもたらす軸となっている。ブランドを立ち上げる開発事業を通じて若手経営者が事業に参画し、組合の次世代を担う後継者育成に益すると共に、事業を通じて組合内に新たな連携が生まれ、産地の活性化にも繋がっている。開発事業は劇的な売上増には繋がっていないが、織物産地としての基盤作りに大きく寄与している。

| | | | |
|------|---|-----|--------------|
| ポイント | 衰退が進む繊維産業産地組合が、地元ブランドを立ち上げ、統一ブランドの元で組合員の製品を市場に展開。OEMから脱却し製造直販体制強化によって産地の活性化を図る。 | | |
| 住所 | 山梨県富士吉田市下吉田1877番地 | | |
| URL | — | | |
| 電話 | 0555-22-2164 | FAX | 0555-24-7181 |
| 組合員 | 3人 | 設立 | 昭和26年6月 |



「経営改革は企業風土改善から」

中小企業診断士 吉川 富造

1. 「企業風土」とは

企業には、企業の歴史の中で形成された、目には見えないその企業特有の雰囲気や社員の気質のようなものがあります。これを「企業風土」といいます。

これまで「企業風土」が、企業を存続させ、発展させていくうえで極めて重要な事柄であるということについては、あまり関心は寄せられていませんでした。しかし、経営統合のように異なる企業同士が一つになろうとした場合、「企業風土の違い」が障害になることがあります。また、正しい経営戦略が打ち出されたとしても、組織構成員が一丸となって遂行していくという「企業風土」が形成されていなければ、実際の成果には結び付いていけないということが明らかになってきました。従って、最近では各企業において「企業風土」がマネジメントの対象になってきており、「企業風土」を可視化しようとする試みや「企業風土」改善の取り組みが活発に行われています。

2. 風土改善は業績アップにつながる

企業の中に、「挨拶ができない」「電話対応が悪い」「笑顔がない」「顧客との約束を守らない」「クレームが多い」「5Sができていない」などの状態が続いていると、得意先に悪影響を及ぼし、売上が伸びないどころかいつ取引を打ち切られても不思議ではありません。このような悪い企業風土を改善するだけで、会社の業績改善に結びつくことは容易に想像できます。つまり、企業風土の改善は、経営改善であり、業績向上に直結しています。良い企業風土の会社には全体に活気があり、業績も好調です。社長が社長のやるべきことをきちんと行い、幹部の協力を引き出し、そのうえで全社員を巻き込んで改善を図っていくことが必要です。

3. 企業風土改善の進め方

企業風土の改善は、全社員が現在のわが社の風

土の良さ悪さをありのままに認識することから始まります。そのためには、組織の構成員である個人個人の「意識」「行動」「人間関係」の3つの項目を測定することが必要です。

- ①「意識」……構成員の一人ひとりが何を考えながら会社に所属しているのか。
- ②「行動」……構成員の一人ひとりが会社においてどのような行動をとっているのか。
- ③「人間関係」……構成員の一人ひとりの人間関係がどうなっているのか。

この3つの要因はその企業の「経営理念」「経営方針」「経営目標」の影響を大きく受けるものといえます。従って、経営者が「経営理念」を策定発表し、前向きな経営方針を定め、経営目標を高らかに掲げる事は、経営者のもっとも重要な仕事であり、企業風土改善の第一歩となります。

簡単なアンケート形式の質問票（企業風土調査表）により、（1）「社員の意識」については「仕事満足度」「給与満足度」「会社満足度」の測定を実施する。（2）「社員の行動」については、社員が会社でどのような行動をとっているかを「職場・環境」「ビジネスマナー」「行動・服装」「職場の活性度」について実施する。（3）「人間関係」については、あくまで社内での仕事を中心にした人間関係に限定して、「コミュニケーション（風通しの良し悪し）」「チームワーク」「人間関係」の測定を実施する。

上記（1）、（2）、（3）の測定結果をもとに、自社の企業風土における問題点を洗い出し、社長の強いリーダーシップのもと、全社員が一丸となり企業風土改善を実践することが、将来に向けての経営改革につながるものと思います。



事務局だよ！

組合支援セミナーのご案内

中央会は、組合支援セミナーとして「組合役員研修会」と「組合事務局セミナー」を開催します。

組合役員研修会

10月8日(金) 13:30~15:30 県民ふれあい会館 14階 レセプションルーム

【テーマ・講師】 「活力ある組合にするための組合役員に必要な知識と役割」
明治大学大学院 政治経済学研究所 教授 森下 正 氏

組合事務局支援講座 ※県下3会場で開催します。

【テーマ・講師】 「適正な組合管理・運営に向けて」 岐阜県中央会 指導員
「組合関係の基本原則と会計処理」 税理士 森 靖 氏

《岐阜会場》10月 8日(金) 10:30~12:30 県民ふれあい会館 14階 レセプションルーム

《飛騨会場》10月12日(火) 13:30~15:30 高山市民文化会館 2-5会議室

《東濃会場》10月21日(木) 13:30~15:30 セラトピア土岐 第1会議室

「組合役員研修会」「組合事務局支援講座」ともに、申込締切は10月1日(金)です。
申込み・お問い合わせは、組織支援チーム・国際チーム TEL:058-277-1101・1102まで。

「2010年APEC(アジア太平洋経済協力)中小企業大臣会合」関連行事「楽市楽座APEC国際見本市」のご案内

アジア太平洋の21の国と地域から大臣、政府関係者等が多数参加する大規模な国際会議「2010年APEC(アジア太平洋経済協力)中小企業大臣会合」が10月2日(土)から3日(日)まで岐阜市で開催されます。これに併せて、関連行事として「楽市楽座APEC国際見本市」が開催されます。見本市では、日本及びアジア太平洋地域の様々な地域産品等が展示されます。入場は無料です。ぜひお越しください。

「楽市楽座APEC国際見本市」

【日時】10月1日(金)~3日(日) 10:00~17:00(3日間) (※10月1日は、一般の方は13時から)

詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

経済産業省 <http://www.meti.go.jp/press/20100802001/20100802001.html>

中小企業庁 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2010/100802APEC-SMEMM.htm>

「下請ガイドライン説明会」開催組合を募集します

中央会では、親事業者と下請事業者との取引環境の改善等を目的に策定された下請ガイドラインを普及啓発するため、中小事業者等向け「下請ガイドライン説明会」の開催(無料)を支援いたします。

下請ガイドラインはこれまで11業種(素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建設、建材・住宅設備、トラック運送、放送コンテンツ)で策定されています。また、本年6月には既に策定されている3業種(広告、情報通信機器、建材・住宅設備)が改訂されたほか、新たに4業種(鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷)が追加で策定されています。開催のご要望がありましたら、本会までお気軽にご連絡ください。お問い合わせは、組織支援チーム TEL058-277-1101まで。

新規高等学校卒業生の採用枠の確保と早めの求人票の提出をお願いします

来春に高等学校を卒業する生徒に対する県内求人数は、前年度にも増して厳しい状況となっております。就職を希望する生徒に対し、幅広い職業選択の機会を提供するとともに、将来にわたって地域社会の基盤と活力を維持していくためにも、各事業所におかれましては、新規高等学校卒業生の採用枠の確保と早めの求人票の提出をお願い申し上げます。

求人提出にあたっては、最寄りのハローワークへお問い合わせください。県内ハローワークに関する情報は、岐阜労働局ホームページ(<http://www.gifu-roudoukyoku.go.jp/>)に掲載されています。

<岐阜県、岐阜労働局、岐阜県教育委員会>

中部経済産業局、商工組合中央金庫岐阜支店 人事異動のお知らせ

このほど、中部経済産業局と商工組合中央金庫で人事異動が行われ、次のとおり着任されましたのでお知らせします。

中部経済産業局長：加藤洋一 氏(7月30日付け)

商工組合中央金庫岐阜支店長：福丸伸一 氏(7月14日付け)

中央会日誌



<7月21日~7月31日>

21日 国等の契約方針の説明会並びに官公需問題懇談会(ふれあい会館)

22日 岐阜中金会 経営者セミナー並びに懇親会

(オースタット国際ホテル多治見)

第1回岐阜県独立行政法人雇用・能力開発機構運営協議会

(雇用・能力開発機構岐阜センター)

26日 県地域活性化ファンド事業及び県農商工連携ファンド

事業審査委員会(ふれあい会館)

農商工連携等人材育成事業 第1回委員会(ふれあい会館)

28日 東海・北陸ブロック事務局代表者会議

(ホテルグリーンパーク鈴鹿)

29日 県最低賃金専門部会(岐阜合同庁舎)

<8月1日~8月31日>

3日 県消費生活安定審議会(ふれあい会館)

中部経済産業局管内官公需適格組合連絡協議会 通常総会及び研究会(グランヴェール岐山)

16日 岐阜地方最低賃金審議会(岐阜合同庁舎)

17日 全国中央会 臨時総会(鉄鋼会館)

18日 県最低賃金専門部会(岐阜合同庁舎)

23日 県最低賃金専門部会、岐阜地方最低賃金審議会(岐阜合同庁舎)

<9月1日~9月20日>

8日 岐阜地方最低賃金審議会(岐阜合同庁舎)

16日 県室内装飾事業(協) 創立40周年記念式典並びに祝賀会(岐阜都ホテル)

岐阜県中央会からのお知らせ

「岐阜県中央会オーナーズプラン(団体扱月払)」 をお勧めします!

「中央会オーナーズプラン」(団体扱月払)で
一般扱(口座振替扱月払等)と比べて保険料が割安になります!!

岐阜県中央会オーナーズプラン (団体扱月払)の特徴

(三井生命の団体扱特約のご案内)

★ご契約者は岐阜県中央会の会員組合の
組合員(法人・個人事業主)です。

下記ご契約形態の場合

●新規にご加入される方

オーナーズプラン(団体扱月払)で
お申し込みの場合、一般扱(口座振替扱月払等)
と比べ割安な保険料でご加入できます。

●現在、三井生命にご加入の方

一般扱(口座振替扱月払等)から
オーナーズプラン(団体扱月払)へ
変更されますと、保険料が割安になります。
(なお、保険料の引去日は27日→23日に変更となります。)

☆お取り扱いにあたっての詳細は、下記までお問い合わせ
願います。

CHU-OH-KUN



【お問い合わせ先】

岐阜県中小企業団体中央会

〒500-8384
岐阜市藪田南5-14-53 県民ふれあい会館8F
広報チーム
Tel 058-277-1100

【引受保険会社】

三井生命保険株式会社

本社: 〒100-8123
東京都千代田区大手町2-1-1
岐阜支社: 〒500-8844
岐阜県岐阜市吉野町6-14 三井生命
Tel 058-2651-1472